

令和4年度坂井市職員採用候補者前期試験  
(大学卒業程度及び資格専門職) 実施要領

1. 試験職種、採用予定人員等

試験は、次の試験職種で行います。

試験職種		採用予定人員	業務内容
事務		8人	一般行政事務に従事する
土木		2人	土木に関する専門的業務等に従事する
資格 専門職	保健師	1人	保健師としての専門的な業務のほか一般事務に従事する
	学芸員 (美術史)	1人	文化財に関する専門的な業務のほか一般事務に従事する
	保育士	5人	幼保園、保育園、こども園の業務に従事する

※ 採用予定人員は変更になる場合があります。

2. 受験資格

試験職種	受験資格
事務	平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 (平成13年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人、又は令和5年3月31日までに卒業見込みの人を含む)
土木	昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 (平成13年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人、又は令和5年3月31日までに卒業見込みの人を含む)
保健師	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人、又は令和5年3月31日までに免許取得見込みの人
学芸員 (美術史)	昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 (平成13年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人、又は令和5年3月31日までに卒業見込みの人を含む)で、大学等で美術史を専攻し、学芸員の資格を有する人、又は令和5年3月31日までに資格取得見込みの人

保 育 士	平成4年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格かつ幼稚園教諭免許を有する人、又は令和5年3月31日までに資格及び免許取得見込みの人
-------	---

・土木関係の資格を有する方は、申込書の「資格の名称」欄に記載してください。

- ① 学歴は問いませんが、事務・土木・保健師・学芸員は大学卒業程度の学力を必要とします。
- ② 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。
  - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - (イ) 坂井市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 3. 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第1次試験	令和4年6月19日(日) 集合時間 8:45 教養試験 9:00～11:00 作文試験 11:15～12:15 専門試験 (土 木) 13:15～15:15 (保健師・保育士) 13:15～14:45	坂井市坂井町上新庄 第28号21番地  坂井中学校
第2次試験	令和4年7月中旬～8月上旬(予定) 日程・試験会場等については、第1次試験合格者に通知します。	

※ 試験当日、坂井中学校周辺は駐車台数が限られています。出来る限り公共交通機関をご利用下さい。(車の場合、坂井健康センター西側駐車場若しくは坂井市役所駐車場を利用下さい)

#### 4. 試験の方法

区 分	種 類	内 容
第 1 次試験	教養試験 (全職種共通)	市職員として必要な一般知識及び知能について択一式による筆記試験を行います。
	作文試験 (全職種共通)	課題に対する論理的思考力・表現力等をみるための日本語による筆記試験 800字(原稿用紙2枚)程度、課題当日発表
	専門試験 (土木・保健師・ 保育士)	専門的知識・能力・技術等について、択一式筆記試験を行います。
第 2 次試験	口述試験	受験者の人物、意欲等について、個別面接を行います。

※ 受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査します。

#### 5. 出題分野

区 分	試験職種	出 題 分 野
教養試験	全職種共通	時事、社会・人文、自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する一般知能
専門試験	土 木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工
	保 健 師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
	保 育 士	社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健（障害児保育を含む。）

#### 6. 合格者の発表

区 分	発表時期	発 表 方 法
第 1 次試験合格者	令和 4 年 7 月 上旬	坂井市役所前掲示板及び坂井市ホームページに掲載するほか、合格者に結果を郵便で通知します。
最終合格者 (第 2 次試験合格)	令和 4 年 8 月 中旬	坂井市役所前掲示板及び坂井市ホームページに掲載するほか、第 2 次試験受験者全員に結果を郵便で通知します。

## 7. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に記載され、その中から任命権者が採用者を決定します。
- (2) 採用された場合の給与は、原則として次のとおりです。

### ○初任給

大 学 卒	1 8 3 , 9 0 0 円
短 大 卒	1 6 1 , 6 0 0 円
高 校 卒	1 5 1 , 7 0 0 円

※職歴等がある人は、初任給の額に一定の基準で算出された額が加算される場合があります。

### ○諸手当

扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給基準に基づき支給されます。

## 8. 受験手続

### (1) 受験申込手続

- ① 申込用紙は、坂井市役所職員課で交付します。

(4月27日(水)から 土・日・祝日を除く 8:30~17:15)

- ② 郵便で、申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、送り先を明記して120円分の切手を同封してください。
- ③ 申込先及び申込の方法

申込書に必要事項を記入し、本人の写真(上半身、脱帽、正面向、縦4cm×横3cmで、申込前6ヶ月以内に撮影したものに限り)を所定の箇所に貼付し、坂井市役所職員課に提出してください。

### (2) 受付期間等

持参の場合	受付期間 令和4年5月6日(金)から5月25日(水)まで 受付期間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜、祝日は除く)
郵送の場合	受付期間 令和4年5月6日(金)から5月25日(水)まで <u>必ず「書留郵便」とする。5月25日(水)までの消印のあるものは受付けます。5月23日以降は、「速達書留」で郵送してください。</u>
インターネットの場合	受付期間 令和4年5月 6日(金)午前8時30分から 5月25日(水)午後5時15分まで 上記期間中は24時間受付けますが、最終日の5月25日については、午後5時15分までに正常に受信したものに限り受付けます。 <u>試験当日、受験票に写真が貼られていない場合や、受験票を忘れた場合は、原則として受験できません。</u>

## 9. その他

受験手続、その他の問い合わせは、下記へお願いします。

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1

坂井市総務部職員課 TEL 0776-50-3011 (直通)